

令和8年度から、対象となる年齢の上限が
満30歳になります！

三条市では、教育に尽力された諸橋轍次博士の意志を継ぎ、教育
の機会均等を図るとともに、次代を担う人材を育成しています。

海外留学奨学金

海外留学の渡航費用等を支援する給付型の奨学金です。

1 給付対象 次の全ての要件を満たす方。

- (1) 学位（学士、修士、博士）の取得を目的とし、海外の大学等へ留学する者であること。（※注）
- (2) 前号の海外の大学等に入学する日において、満30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 保護者等が1年以上前から本市に住民登録していること又は本人が本市に住民登録していること。
- (4) 本人及び保護者等が、納付期限の到来した市税等を完納していること。

- （※注）・その国の教育制度において、大学等に相当する教育機関として三条市長が認めるものに限る。
- ・令和8年4月から令和9年4月の間に入学する方。（申請時点で入学が未決定でも申請可能です。）
 - ・次の種類のうち「正規留学」をする方。

種類	可否	内容
正規留学	○	現地の大学に所属して、現地の学生と一緒に勉学を行う。
交換留学	×	自分の所属する日本国内の大学が提携する先の大学で期間的に勉学を行う。
語学留学	×	語学学校で語学に特化した勉学を行う。

2 申請書類

- (1) 海外留学奨学金給付申請書（様式第15号）
 - (2) 海外留学奨学生自己推薦書（様式第16号）
*1,200文字程度の作文については別紙可とし、様式は問いません。
 - (3) 誓約書（様式第17号）
 - (4) 海外大学等への受入れを証する書類（合格通知書等）
*海外大学等への受入れが未決定の場合、決定後に提出してください。
 - (5) 当該校のパンフレット等の写し
- 申請書は三条市ホームページからもダウンロードできます。

3 採用人数 2人

4 給付額 一時金200万円

5 申請方法

- (1) 窓口を持参する。
市民窓口課総合案内（三条庁舎）／教育総務課（栄庁舎）／下田サービスセンター総務グループ（下田庁舎）
- (2) 教育総務課 庶務係に郵送する。
〒959-1192 三条市新堀1311番地

6 その他

- ・採否の決定については、4月1日以降に文書で通知します。
- ・海外大学等への受入れが未決定の状態でも本奨学金に採用された場合は、決定後に審査し、給付します。

受付期間

令和8年

2/2月 2/27金

奨学金についての
ホームページはこちら→



三条市教育委員会 教育総務課 庶務係

住所 〒959-1192 三条市新堀1311番地（栄庁舎2階） 電話 0256-45-1111（直通）